

## 業務約款

第1条 本業務約款（以下「本約款」という）において、甲とは発注者、乙とはビューローベリタスエフイーエーシー株式会社をいう。

第2条 乙は、検査依頼書、本約款の定めに従い、甲の発注する委託業務（以下「本業務」という）を注文請書に記載する実施期間で行う。

第3条 乙の本業務に対する報酬は、見積書・分析料金表の通りとする。尚、同報酬以外で、乙が本業務遂行のために必要な別途費用等については、乙よりの注文請書の備考欄で定める金額を甲の負担とする。

第4条 甲は、前条の本業務の報酬金額を、本業務完了時に乙の指定する銀行口座に請求日より原則30日以内に振込みにより支払う。尚、振込手数料は甲の負担とする。

2. 乙の裁量で甲に報酬金額を前金で請求する場合がある。

第5条 甲、乙いずれかにおいて正当な事由により実施期間の変更が必要となった場合は、すみやかに相手方に通知し、本業務の期間の変更、報酬支払時期の変更その他必要事項について甲、乙協議して定める。

第6条 乙が本業務に着手したのちに、乙の責に帰さない原因による条件の変更または、甲の指示により、本業務内容が変更になった場合は、乙は、直ちに甲に通知して本業務の変更にかかる追加報酬を受けるものとし、その報酬の額については甲、乙協議して定める。

第7条 本業務の実施期間が満了した場合、乙は本約款の本旨に従った報告書を甲に提出する。尚、甲は提出された報告書または本業務の内容について異議があるときは、報告書提出日から2週間以内に書面で乙に通知するものとし、その措置について甲、乙協議して定める。異議申立の期間が経過した場合、本業務は完了したものとする。

第8条 甲が乙の責に帰さない原因により、乙に本業務の実施の中断を求め、その期間が1カ月以上となった場合、またはその期間が1カ月以上となることになった場合、乙は第4条の規定にかかわらず、実施した本業務の進捗状況等を勘案して甲、乙協議の上、甲は実施した本業務に対する報酬を支払う。

第9条 甲、乙いずれも、本約款に基づき媒体及び手段の如何を問わず、相手方に対して開示する技術上又は営業上の情報（秘密情報）を厳に秘密として扱い、本業務の遂行のため以外に使用せず、かつ相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に漏洩してはならない。但し、以下の情報は守秘義務の対象とはしない。

- 1) 開示を受けた時点で既に公知の情報、開示を受けた後、相手方の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
- 2) 相手方より入手する以前に守秘義務を負うことなく第三者より入手していた情報。
- 3) 第三者より守秘義務を負うことなく受領した情報。
- 4) 乙が独自に開発した情報。

2. 前項の定めにかかわらず、乙は、本業務の目的達成のため、甲の承諾を得た上で、乙以外の専門技術者等へ伝達しなければならない情報を、当該専門技術者に対して開示することができる。但し、乙は、当該専門技術者に対して本約款と同一の守秘義務を負わせるものとし、その違反について一切の責任を負うものとする。

3. 乙は、本約款の履行のために必要最小限の範囲に限り、秘密情報を複製、複写または加工することができる。尚、乙は、複製、複写、または加工物についても第1項と同様の義務を負う。

4. 乙は、甲から要請があった場合、提供された秘密情報（前項の複製、複写、加工物を含む）を甲に返却または、甲の指示に従って廃棄するものとする。

5. 甲または乙の責による秘密情報の漏洩、滅失、改ざんおよび毀損等の事故により、開示当事者に損害、損失その他の負担が生じた場合には、直接かつ現実の損害を賠償する。

第10条 乙は、本業務の遂行のため甲から開示または提供を受けた甲の顧客に関する情報（以下「個人情報」という）を秘密に保持し、法令により開示を強制された場合ならびに甲および甲の顧客から承諾を得た場合を除き、第三者に提供、開示もしくは漏洩してはならない。

2. 乙は、個人情報の漏洩、滅失、改ざんおよび毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

3. 乙は、個人情報を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取扱うものとし、その必要な範囲を超えてまたは本業務の遂行に必要な目的のために利用してはならない。

4. 乙は、個人情報を本業務に必要な最小限度の範囲に限り、複製、複写もしくは加工することができる。この複製物、複写物もしくは加工物（以下「複製物等」という）についても、乙は甲から開示もしくは提供を受けた個人情報と同様の義務を負うものとする。

5. 乙は、甲の書面による同意を得ずして、個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。乙は、甲の同意を得て、個人情報の取扱いを第三者に再委託した場合においても、直接かつ現実の責任を負う。

6. 乙は、本業務が理由の如何を問わず終了した場合には、甲より提供を受けた個人情報およびその複製物等を甲に返却または、甲の指示に従って廃棄するものとする。

7. 乙の責による個人情報の漏洩、滅失、改ざんおよび毀損等の事故等により、甲および甲の顧客に損害、損失その他の負担（名目の如何を問わない）が生じた場合には、直接かつ現実の損害を賠償する。

第11条 乙は、甲の請求があった場合には、本業務の遂行状況および個人情報の取扱い状況について、直ちに報告しもしくは検査に応じなければならない。

第12条 報告書の著作権は乙に帰属する。

2. 甲は報告書の内容の全部又は一部を、乙の書面による事前承諾が無い限り、第三者に公開、提出、引用または宣伝目的で使用してはならない。また乙よりの認証を受けたと第三者を誤認させるように乙の社名及びロゴを甲の業務に使用してはならない。

第13条 乙は、甲より提示された検体から導きだされる分析・詳細についてはその検体の限りで責任を負うものとする。その責任は本業務報酬を上限とし、それを越える甲の損失・損害・債務・要求等について、乙は責任を負わない。但し、乙に故意、重過失がある場合については、この限りでない。

2. 乙は本件業務による結果が、甲より提示された検体以外の甲の商品や製品に及ぶものではない。また報告書が法的な保証を行なうものではない。

3. 甲より提示された検体自体に隠れた瑕疵があることその他の事由により乙の業務に支障が生じた場合には、乙はその報告書の責任を一切負わないこととする。

4. 甲が乙に検体を渡す時に、検体に危険有害物質が含まれている場合はその事実を乙に説明しなければならない。甲がそれを怠った場合には、甲はそれに関連する一切の損害の責任を負うものとする。

第14条 甲は自己が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していること
- (2) 事業の運営・維持に反社会的勢力を利用していること
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または反復若しくは継続して便宜を供与するなど、反社会的勢力の運営・維持に関与していること
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

第15条 甲、乙いずれも、相手方の書面による事前の同意を得ずして本約款上の権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

2. 乙は、甲の事前の書面による同意なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託が可能である。乙は、本業務を第三者に再委託した場合においても、当該第三者の行為について直接かつ現実の責任を負う。

第16条 甲または乙のいずれかが本約款に違反した場合、相手方は違反者に是正を求める催告をした後、4週間を経ても是正されない場合には、その時点で本業務を解除することができる。

2. 甲または乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を行った場合、もしくは差押を受け、あるいは不渡手形を出すなど支払能力を欠くことが明らかになった場合、相手方は本人に対して本業務を解除する旨の通知を發し、通知到達の日をもって本業務を解除することができる。

3. 乙は、甲より本業務の中止の通知を受けた場合は、通知を受けた日をもって本業務を解除されたものと看做すことができる。

4. 本業務が甲の責に帰すべき事由により解除された場合、甲は実施した業務の進捗状況を乙と協議し、乙が解除の時点までに遂行した本業務に対する報酬を速やかに乙に支払う。

第17条 本約款に記載していない事項または疑義を生じたときは、甲、乙は誠実に協議して定める。